

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
322	2193.01	東京ゲートブリッジ橋梁灯(C1灯) Tokyo 35 36.6N Iso W 4s 139 49.6E 等明暗白光 明2秒暗2秒	53	9		補正 明弧 229° ~49° 本灯は、東京ゲートブリッジ橋梁灯(L1灯)及び東京ゲートブリッジ橋梁灯(R1灯)と同期点滅
323	2193.02	東京ゲートブリッジ橋梁灯(C2灯) Tokyo 35 36.6N Iso W 4s 139 49.6E 等明暗白光 明2秒暗2秒	53	9		補正 明弧 49° ~229° 本灯は、東京ゲートブリッジ橋梁灯(L2灯)及び東京ゲートブリッジ橋梁灯(R2灯)と同期点滅
324	2193.03	東京ゲートブリッジ橋梁灯(L1灯) Tokyo 35 36.6N Iso G 4s 139 49.5E 等明暗緑光 明2秒暗2秒	53	9		補正 明弧 229° ~49° 本灯は、東京ゲートブリッジ橋梁灯(C1灯)及び東京ゲートブリッジ橋梁灯(R1灯)と同期点滅
325	2193.04	東京ゲートブリッジ橋梁灯(L2灯) Tokyo 35 36.6N Iso G 4s 139 49.5E 等明暗緑光 明2秒暗2秒	53	9		補正 明弧 49° ~229° 本灯は、東京ゲートブリッジ橋梁灯(C2灯)及び東京ゲートブリッジ橋梁灯(R2灯)と同期点滅
326	2193.05	東京ゲートブリッジ橋梁灯(R1灯) Tokyo 35 36.7N Iso R 4s 139 49.7E 等明暗赤光 明2秒暗2秒	53	7		補正 明弧 229° ~49° 本灯は、東京ゲートブリッジ橋梁灯(L1灯)及び東京ゲートブリッジ橋梁灯(C1灯)と同期点滅
327	2193.06	東京ゲートブリッジ橋梁灯(R2灯) Tokyo 35 36.7N Iso R 4s 139 49.7E 等明暗赤光 明2秒暗2秒	53	7		補正 明弧 49° ~229° 本灯は、東京ゲートブリッジ橋梁灯(L2灯)及び東京ゲートブリッジ橋梁灯(C2灯)と同期点滅
328	2711	四日市港第1航路第1号灯浮標 Yokkaichi Ko 34 56.8N FI (2) G 6s 136 40.3E 群閃緑光 毎6秒に2閃光			5 緑色円筒形頭標 1個付 緑やぐら形	補正 本灯は、四日市港第1航路第2~6号灯浮標と同期点滅 レーダ反射器付
329	2712	四日市港第1航路第2号灯浮標 Yokkaichi Ko 34 56.9N FI (2) R 6s 136 40.4E 群閃赤光 毎6秒に2閃光			5 赤色円すい形頭標 1個付 赤やぐら形	補正 本灯は、四日市港第1航路第1、3~6号灯浮標と同期点滅 レーダ反射器付
330	2713	四日市港第1航路第3号灯浮標 Yokkaichi Ko 34 56.8N FI G 3s 136 39.7E 単閃緑光 毎3秒に1閃光			5 緑色円筒形頭標 1個付 緑やぐら形	補正 本灯は、四日市港第1航路第1、2、4~6号灯浮標と同期点滅
331	2714	四日市港第1航路第4号灯浮標 Yokkaichi Ko 34 57.0N FI R 3s 136 39.7E 単閃赤光 毎3秒に1閃光			4 赤色円すい形頭標 1個付 赤やぐら形	補正 本灯は、四日市港第1航路第1~3、5、6号灯浮標と同期点滅
332	2715	四日市港第1航路第5号灯浮標 Yokkaichi Ko 34 56.9N FI G 3s 136 39.1E 単閃緑光 毎3秒に1閃光			4 緑色円筒形頭標 1個付 緑やぐら形	補正 本灯は、四日市港第1航路第1~4、6号灯浮標と同期点滅
333	2716	四日市港第1航路第6号灯浮標 Yokkaichi Ko 34 57.0N FI R 3s 136 39.2E 単閃赤光 毎3秒に1閃光			4 赤色円すい形頭標 1個付 赤やぐら形	補正 本灯は、四日市港第1航路第1~5号灯浮標と同期点滅
334	2887.5	下田原港南防波堤灯台 Shimotahara Ko 33 31.8N FI R 3s 135 52.5E 単閃赤光 毎3秒に1閃光	10		3 赤塔形 4.7	変更
335	4760.52	広島はつかいち大橋橋梁灯(L1灯) Hiroshima-hatsukaichi 34 21.2N F G 132 21.4E 不動緑光	26	5		変更 明弧 246° ~66°
336	4760.54	広島はつかいち大橋橋梁灯(R1灯) Hiroshima-hatsukaichi 34 21.3N F R 132 21.5E 不動赤光	26	5		変更 明弧 248° ~68°
337	5556.3	関門港響灘洋上風力発電B3施設灯 Kanmon Ko 33 57.3N FI (2) Y 6s 130 45.4E 群閃黄光 毎6秒に2閃光			5 11	新設 本灯は、施設の周囲に2基設置され、これらは同期点滅

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
338	6166	三井楽長崎鼻灯台 Miiraku-nagasakihana 32 45.7N Iso W 6s 128 38.5E 等明暗白光 明 3 秒暗 3 秒	23		12 白塔形 14	変更
339	6540	肥後大泊港防波堤灯台 Higo-odo Ko				廃止

船舶通航信号所(海上交通センター)

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称
340	8401.1	本州南岸 (東京湾)	横浜 Yokohama	35 27.0N 139 38.2E	とうきょうマーチス

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) MF 無線電話による場合

a 巨大船の浦賀水道航路入航予定時刻、船名、総トン数等

b 観音埼における風向、風速及び気圧並びに風早埼(伊豆大島)、釧埼、本牧、東京 10 号地及び洲埼における風向及び風速

c その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) インターネット・ホームページによる場合

a (ア)(c)に掲げる事項

b 洲埼灯台(北緯 34° 58' 31" 東経 139° 45' 27")から釧埼灯台(北緯 35° 8' 29" 東経 139° 40' 37")まで引いた線以北の海域(以下「東京湾」という。)及び東京湾と他の海域との境界付近における船舶の交通の制限又は禁止の状況

c 東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

d 千葉航路、市原航路、東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路における港内信号(港則法規則別表第四に定める信号をいう。)の現状

e 長さ 160m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の浦賀水道航路入航予定時刻、船名、総トン数等

f 東京湾において錨泊している船舶の状況

g 観音埼及び野島埼における風向、風速及び気圧、浦賀水道における風向、風速及び波高並びに風早埼(伊豆大島)、釧埼、第 2 海堡、本牧、東京 10 号地、海ほたる及び洲埼における風向及び風速

h 東京湾及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

i 東京湾における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

j 東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(c)に掲げる事項

b (イ)(a, d, e, f 及び g を除く。)に掲げる事項

c 変更なし

ウ 変更なし

(2)~(3) 変更なし

2~4 変更なし

5 1~4 項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

## 1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) MF無線電話による場合

a 長さ130m以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第22条第4号に規定する船舶をいう。)の航路入航予定時刻、船名、総トン数等

b 航路における管制信号(海交法規則第8条第2項の表に掲げる信号をいう。)の現状及び予告

c 伊良湖岬及び舞阪における風向及び風速並びに大王埼における風向、風速、気圧及び波高

d その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) インターネット・ホームページによる場合

a (ア)に掲げる事項

b 航路における船舶の交通の制限の状況

c 大山三角点(北緯34°36'7" 東経137°8'47")から石鏡灯台(北緯34°26'40" 東経136°55'25")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「伊勢湾海域」という。)及び大山三角点から石鏡灯台まで引いた線、大王埼灯台(北緯34°16'34" 東経136°53'58")から90°4万1千mの地点まで引いた線、同地点から0°に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「遠州灘海域」という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

d 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況

e 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

f 伊勢湾海域及び遠州灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

g 伊勢湾海域及び遠州灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(d)に掲げる事項

b (イ)(a及びdを除く。)に掲げる事項

c 変更なし

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2～4 変更なし

5 1～3項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
VHF無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) MF 無線電話による場合

a 東水路(港則法規則第29条の3第1項に規定する東水路をいう。以下同じ。)を航行する長さ270m以上の船舶、西水路又は北水路(それぞれ港則法規則第29条の3第2項に掲げる西水路又は北水路をいう。以下同じ。)を航行する長さ175m以上の船舶及びそれぞれの水路を航行する総トン数5千t以上の油送船の水路入航予定時刻、船名、総トン数等

b 東水路、西水路及び北水路における港内信号(港則法規則別表第4に定める信号をいう。)の現状及び予告

c 名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速

d その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) インターネット・ホームページによる場合

a (ア)に掲げる事項

b 名古屋港(港則法施行令(昭和40年政令第219号)別表第1に掲げる名古屋港の港の区域をいう。以下同じ。)における船舶の交通の制限又は禁止の状況

c 名古屋港内及びその境界付近海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

d 霧等が発生した場合の名古屋船舶通航信号所における視程の状況

e 名古屋港及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況

f 名古屋港及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

g 名古屋港内及びその境界付近海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

h 名古屋港内及びその境界付近海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(d)に掲げる事項

b (イ)(a及びeを除く。)に掲げる事項

c 変更なし

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2～3 変更なし

4 1～2項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) MF 無線電話による場合

a 総トン数1万t以上の船舶の航路、若松航路にあつては、関門海域に含まれる部分に限る。)入  
航予定時刻、船名、総トン数等

b 部埼における風向、風速及び気圧並びに台場鼻における風向及び風速

c その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) インターネット・ホームページによる場合

a (ア)に掲げる事項

b 関門海域における船舶の交通の制限又は禁止の状況

c 関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

d 関門海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況

e 関門海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

f 早鞆瀬戸における潮流の状況

g 関門海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

h 関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(c)に掲げる事項

b (イ)(a及びdを除く。)に掲げる事項

c 変更なし

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2～4 変更なし

5 1～3項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームペー	変更なし	変更なし	変更なし